

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	令和7年6月24日 ()
目標年度	令和16年
市町村名 (市町村コード)	富山市 (162019)
地域名 (地域内農業集落名)	池多地区 (西押川、北押川、平岡、三熊、開ヶ丘、山本)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	247.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	ha
② 田の面積	149.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	98.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	6.56 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地域における担い手の確保状況は、認定農業者が6経営体、集落営農組織が2経営体、認定新規就農者が1経営体と担い手はいるが、十分ではない。

その他の農業者の状況として、当面は現状のまま営農を継続するが、集落営農組織や新規就農者等による後継者が確保されない場合、廃業することが考えられる。

農地は、昭和40年代～50年代に農地整備事業が実施されているが、整備から年数が経過しているため、農業用排水などの施設の老朽化もみられる。

一部、中山間地域となっており、傾斜地や小区画などの耕作条件の悪い農地の保全が課題。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

平野部における耕作条件が良い農地については、土地利用型農業(水稻等)として、認定農業者や認定新規就農者等を中心に集積・集約を図る。

小規模農地などを中心に、果樹、園芸により農地の活用、保全を図る。

後継者がない経営体が多いため、後継者の育成、就農者の受け入れなど、新規就農等を促進していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。併せて、新たな担い手の確保を模索する。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	31.6 %	将来の目標とする集積率	50 %
--------	--------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

耕作条件の良い農地は、担い手を中心に集積・集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。新規参入を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組

集落や地域において、話し合いを継続しながら、計画的に農業用施設の維持更新を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

富山県や富山市、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入、就農を支援し、確保・育成を図る。また、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

今後、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①電気柵等の設置など、鳥獣被害防止対策に取り組む。
- ③土地利用型農業において、ドローンを活用し作業の効率化を図る。
- ⑤池多りんごの産地として、後継者の確保・育成を図る。
- ③⑤傾斜地や小規模農地において、スマート農業による果樹栽培の導入も検討する。
- ⑦中山間地域等の耕作条件が悪い農地については、保全・管理、粗放的な管理の導入も視野に検討する。
- ⑨粗放的な管理を行う農地について、耕畜連携に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻・露地野菜	32.5 ha	ha	水稻・露地野菜	34.3 ha	ha	A	
認農		肉用牛・水稻	15.6 ha	ha	肉用牛・水稻	15.6 ha	ha	B	
認農		水稻・果樹・露地野菜	11.7 ha	ha	水稻・果樹・露地野菜	11.7 ha	ha	C	
認農		ハーブ類	0.7 ha	ha	ハーブ類	0.7 ha	ha	D	
認農		水稻・露地野菜	2.7 ha	ha	水稻・露地野菜	3.6 ha	ha	E	
到達		水稻	2.9 ha	ha	水稻	2.9 ha	ha	F	
認農		水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	G	
認農		水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	H	
認農		水稻・施設野菜	0.1 ha	ha	水稻・施設野菜	0.1 ha	ha	I	
到達		水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.6 ha	ha	J	
到達		水稻・果樹・露地野菜	1.8 ha	ha	水稻・果樹・露地野菜	3.0 ha	ha	K	
到達		水稻・果樹・露地野菜	0.6 ha	ha	水稻・果樹・露地野菜	2.5 ha	ha	L	
集		そば・露地野菜	5.5 ha	ha	そば・露地野菜	5.5 ha	ha	M	
認農		露地野菜	0.2 ha	ha	露地野菜・果樹	0.63 ha	ha		
認農		露地野菜・果樹	1.1 ha	ha	露地野菜・果樹	1.3 ha	ha		
計	15経営体		78.27 ha	0 ha		84.8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行なうことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農業作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。